

食品安全委員会第 258 回会合議事録

1. 日時 平成 20 年 10 月 16 日（木） 14:00～14:53

2. 場所 委員会大会議室

3. 議事

(1) 添加物専門調査会における審議状況について

- ・「2-エチルピラジン」に関する意見・情報の募集について
- ・「2-メチルピラジン」に関する意見・情報の募集について

(2) 農薬専門調査会における審議状況について

- ・「ジクロシメット」に関する意見・情報の募集について
- ・「ピラスルホトール」に関する意見・情報の募集について

(3) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取について

- ・農薬「フルアクリピリム」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「ペンシクロン」に係る食品健康影響評価について

(4) その他

4. 出席者

(委員)

見上委員長、小泉委員、長尾委員、野村委員、畑江委員、廣瀬委員、本間委員

(事務局)

栗本事務局長、日野事務局次長、大久保総務課長、北條評価課長、
酒井情報・緊急時対応課長、猿田評価調整官

5. 配布資料

資料 1-1 添加物専門調査会における審議状況について〈2-エチルピラジン〉

資料 1-2 添加物専門調査会における審議状況について〈2-メチルピラジン〉

資料 2-1 農薬専門調査会における審議状況について〈ジクロシメット〉

資料 2-2 農薬専門調査会における審議状況について〈ピラスルホトール〉

資料 3-1 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈フルアクリピリム〉

資料 3-2 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈ペンシクロン〉

資料 4 中国産冷凍いんげんからの農薬の検出について

6. 議事内容

◆見上委員長 ただ今から食品安全委員会第 258 回会合を開催いたします。

本日は、7 名の委員が出席です。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会（第 258 回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、議事に先立ちまして、お手元の資料の確認をお願いいたします。本日の資料は 7 点ございます。

資料 1-1 及び 1-2 が「添加物専門調査会における審議状況について」。

資料 2-1 及び 2-2 が「農薬専門調査会における審議状況について」。

資料 3-1 及び 3-2 が「農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料 4 が「中国産冷凍いんげんからの農薬の検出について」でございます。

不足の資料等ございませんでしょうか。

(1) 添加物専門調査会における審議状況について

◆見上委員長 それでは、議事に入らせていただきます。

最初に、「(1) 添加物専門調査会における審議状況について」でございます。

本件につきましては、専門調査会から、意見・情報の募集のための評価書（案）が提出されております。事務局から説明願います。

◆北條評価課長 それでは、資料 1-1 と 1-2 に基づいて御説明いたします。

資料 1-1 が「2-エチルピラジン」、資料 1-2 が「2-メチルピラジン」でございます。いずれも香料でございます。

資料 1-1 の 2 ページをお開き下さい。「審議の経緯」に記載がございますように、2008 年 5 月、厚生労働大臣から添加物の指定に係る食品健康影響評価について要請があったものでございます。

添加物専門調査会におきまして、1 回御審議をいただきまして、本日、評価書（案）が

提出されたものでございます。

4 ページの「6. 評価要請の経緯」を御覧いただきたいと思いますが、2-エチルピラジンは、アスパラガス、落花生、緑茶等の食品中に天然に存在するほか、牛肉、じゃがいもなどの加熱調理及びコーヒー、カカオ、ピーナッツなどの焙煎により生成する成分であるということで、天然の成分であるということでございます。

欧米におきましては、香料といたしまして、幅広く用いられているということでございます。

今回、これら国際的に汎用される香料といたしまして、その指定に係る食品健康影響評価が依頼をされているものでございます。

なお、4 ページの下の方に記載がされておりますけれども、今回の評価につきましては、「国際的に汎用されている香料の安全性評価の方法について」に基づいて、資料の整理及び評価が行われているものでございます。

「II. 安全性に係る知見の概要」につきましては、5 ページ以下にまとめられております。

評価といたしましては「1. 反復投与毒性」については、90 日間の反復投与毒性試験が提出されておりますけれども、すべての投与群において関連する変化を認めなかったということで、NOAEL が 12mg/kg 体重/日と算出されております。

「3. 遺伝毒性」でございましてけれども、ここに記載されております試験が実施されておきまして、すべて陰性ということでございまして、本物質には生体にとって問題となる遺伝毒性はないものと考えられたということでございます。

「5. 摂取量の推定」に記載がございまして、我が国での本物質の推定摂取量は、おおよそ 3 から 6 μ g の範囲になると推定されているところでございます。

これは米国での試算値でございましてけれども、食品中にもともと存在する成分としての本物質の摂取量は、意図的に添加された本物質の約 490 倍ということで、天然中から摂取される量が圧倒的に多いという結果となっております。

6 ページにまいりまして「6. 安全マージンの算出」でございまして、ここに記載のような算出方法で算出いたしますと、安全マージンといたしまして 10 万から 20 万という結果が得られております。

「7. 構造クラスに基づく評価」でございましてけれども、JECFA で提案されている評価の方法に従いますと、本物質は構造クラス II に分類されるものでございます。

また代謝につきましては、比較的速やかに代謝されると考えられているものでござい

す。

「8. JECFAにおける評価」でございますけれども、想定される推定摂取量というものは、クラスⅡの摂取許容量 $540 \mu\text{g}/\text{人}/\text{日}$ を下回るということで、香料としての安全性の問題はないとされているところでございます。

以上のような知見を基に「9. 食品健康影響評価」がまとめられておりますが、結論といたしましては、2-エチルピラジンは、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる。このような評価になっているものでございます。

資料1-2が「2-メチルピラジン」の評価書（案）でございます。

この評価につきましても、2-エチルピラジンとほぼ同様の評価を行っているところでございまして、6ページの「9. 食品健康影響評価」に全体的なまとめが示されているところでございます。

最終的な結論といたしましては、2-メチルピラジンは、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられるということで、先ほどの2-エチルピラジンと同じ結論になっているところでございます。

以上、2-エチルピラジンと2-メチルピラジンにつきましては、本日、委員会終了後、11月14日までの30日間、国民からの御意見・情報の募集に充てたいと考えております。

以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御質問、御意見等がございましたら、よろしく申し上げます。よろしいですか。

それでは、本2件につきましては、意見・情報の募集の手続に入ることといたします。

(2) 農薬専門調査会における審議状況について

◆見上委員長 それでは、次の議事に移らせていただきます。

「(2) 農薬専門調査会における審議状況について」でございます。

本件につきましては、専門調査会から、意見・情報の募集のための評価書（案）が提出されています。事務局から説明願います。

◆北條評価課長 それでは、資料2-1と2-2に基づいて御説明いたします。

まず、資料2-1、「ジクロシメット」の評価書（案）でございます。

3 ページの「審議の経緯」に記載のとおり、本農薬につきましては、2000 年 4 月、初回農薬登録をされております。

今回の評価につきましては、2007 年 12 月、農林水産省より厚生労働省へ魚介類につきまして基準設定の依頼がございまして、これを受けて、厚生労働大臣より残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請があったものでございます。

農薬専門調査会におきまして、2 回御審議をいただきまして、本日、評価書（案）が提出されたものでございます。

評価書（案）の 6 ページの「7. 開発の経緯」に記載がございますように、ジクロシメットは、いもち病用の殺菌剤として開発されたアミド系殺菌剤であり、いもち病菌の付着器のメラニン化を強く阻害して、付着器からのイネ表皮細胞への侵入を阻害するとされているものでございます。

7 ページ以降、「Ⅱ. 安全性に係る試験の概要」が記載されております。

ラットを用いました「動物体内運命試験」の結果を見ますと、雌雄の差は若干ございますけれども、比較的早く吸収されるものでございます。

8 ページにまいりまして、「排泄」でございますけれども、これも若干雌雄での差はございますが、投与後 168 時間ではほぼすべてのものが排泄されるという結果になっております。

9 ページには「(4) 胆汁中排泄」試験の結果がまとめられておりますけれども、胆汁中排泄率は 78.1%ということでした。

10 ページにまいりますが、吸収されますと肝臓と腎臓に比較的高濃度に分布するということがわかっております。

「(7) 代謝物同定・定量」につきましては、12 ページ以降に記載がございますが、ジクロシメットの主要代謝経路は、フェニル基 3 位の水酸化であるということがわかっております。

15 ページにまいりまして「2. 植物体内運命試験」です。これは水稻を用いて実施されております。

結果といたしましては、可食部への移行は少ないということがわかっております。

また、環境中での挙動でございますが、まとめて申し上げますと 20 ページの「表 11」の圃場試験の成績を御覧いただくとわかりますが、推定半減期は 4 日から 25 日ということでございまして、環境中では比較的早く分解されるという性質のものでございます。

「6. 作物等残留試験」の結果が 20 ページにまとめられております。

「(1) 作物残留試験」は、水稻を用いて実施されております。基本的には可食部への残留値というものは少ないという結果でございます。

「(2) 魚介類における最大推定残留値」につきましては、0.021mg/kg と試算されているところでございます。

「9. 一般薬理試験」あるいは毒性につきましては、21 ページ以降に記載がされているところでございます。

「10. 急性毒性試験」の結果を見ますと、比較的毒性は低いという農薬でございます。

23 ページ以降、反復投与毒性試験の成績がまとめられておりますけれども、本農薬につきましては、主に肝臓に毒性の所見が出る結果となっております。

26 ページから「発がん性試験」の結果がまとめられております。ラットにつきましては、発がん性は認められなかったということでございますが、マウスを用いた 18 か月の発がん性試験におきまして、50ppm 以上の投与群の雄で肝細胞腺腫の発生頻度が有意に増加したという結果が得られております。

これにつきましては「16. その他の試験」というところで、メカニズムについて検討がなされております。

具体的には 32 ページの「(3) マウスにおける肝薬物代謝酵素誘導検討試験」が実施されておまして、その結果、ジクロシメットは薬物代謝酵素の誘導作用があるということで、フェノバルビタールと類似の作用を有していると考えられているということでございます。

「14. 生殖発生毒性試験」につきましては、28 ページから 29 ページに記載されております。特に問題となる所見は認められておりません。したがって、繁殖能に対する影響あるいは催奇形性は認められなかったという結果でございます。

30 ページ、「15. 遺伝毒性試験」の成績につきましても、すべて陰性という結果でございます。

以上のような試験結果を基に、34 ページに「Ⅲ. 食品健康影響評価」がまとめられております。

結論といたしましては、35 ページに記載がございましたように、無毒性量の最小値がラットを用いた 2 年間慢性毒性／発がん性併合試験の 0.5mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠といたしまして、安全係数 100 で除した 0.005mg/kg 体重/日を ADI と設定したという結果となっております。

続きまして、資料 2-2、「ピラスルホトール」でございます。

評価書（案）の3ページの「審議の経緯」に記載がございますように、今回の評価につきましては、2007年8月に、小麦、大麦などにつきまして、インポートトレランス申請がございました。これによりまして、残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請があったものでございます。

農薬専門調査会におきまして、2回御審議をいただきまして、本日、評価書（案）が提出されているものでございます。

6ページの「7. 開発の経緯」に記載がございますように、ピラスルホトールは、麦類の広葉雑草用除草剤でございます。作用機構は、植物体のプラストキノン生合成経路に関与する4-ヒドロキシフェニルピルビン酸ジオキシゲナーゼの阻害であるとされているものでございます。

なお、我が国での農薬登録はございません。

「Ⅱ. 安全性に係る試験の概要」につきましては、7ページ以降に記載されているところでございます。

ラットを用いました「動物体内運命試験」の成績を見ますと、 T_{max} は0.5時間、消失半減期が4.2から6.3時間ということで、速やかに吸収、更に排泄されるという性質のものでございます。

主要排泄経路は尿中でありまして、8ページにまいりますと、吸収されると肝臓で最も高く、次いで腎臓で高く分布することがわかっております。

「④ 代謝物同定・定量」に記載がございますが、この農薬につきましては、代謝があまり行われないうことで、排泄されるものも親化合物が主たるものということとなっております。

少し飛びますが、11ページにまいりまして「2. 植物体内運命試験」が小麦を用いて実施されております。

若干特徴的なのは、12ページの「(2) 薬害軽減剤の影響試験」が実施されているところでございます。ピラスルホトールは、薬害軽減剤でございますメフェンピルジエチルとの混合剤での使用が計画されているということで、薬害軽減剤との併用の試験が行われているということでございます。

結果でございますけれども、13ページの上から3分の1のところに記載がございます。茎葉部における親化合物及びM2及びM5の残留値には、薬害軽減剤の添加区で低下が認められたといったような成績が得られているところでございます。

少し飛びまして、毒性の方の説明をさせていただきます。18ページ以降、毒性試験に係

る試験成績の概要が整理されているところでございます。

「9. 急性毒性試験」の結果は、「表 17」に出ております。この結果を見ますと、本農薬の毒性はそれほど強くないということでございます。

ただ、反復投与毒性試験になりますと、かなり特徴的な所見が出てまいります。

「11. 亜急性毒性試験」の結果が「表 19」にまとめられておりますけれども、特徴的な所見といたしまして、雄の 7,000ppm 以上で角膜混濁という所見が認められております。これは本農薬のメカニズムによりまして、血中のチロシン濃度が上昇するという事で、高チロシン血症になるということで、このような所見が表れるということでございます。

また、同じく 7,000ppm 以上で尿路系への異常所見が出てまいります。これは先ほど代謝のところでお話をいたしましたように、本農薬はほとんど代謝されないということで、尿中に親化合物の血漿を生じるということが確認されておまして、その結果といたしまして、尿路系へダメージを与えるということがわかっております。

同じように 21 ページは、イヌの亜急性毒性試験の成績が出ておりますけれども、尿路系に結石が出る、あるいはラットを用いました 90 日間の亜急性神経毒性試験では、黄色尿あるいは黄褐色尿というものも観察されているということでございますが、これらは親化合物が析出している結果と考えられております。

同じように 22 ページは、イヌを用いました 1 年間の慢性毒性試験の結果が出ておりますが、やはり尿路系への異常所見が特徴として認められております。

23 ページから発がん性試験に関する成績がまとまっております。ラットを用いました「2 年間慢性毒性／発がん性併合試験」の結果が出ております。

腫瘍性の病変といたしましては、2,500ppm 投与群の雄におきまして、角膜扁平上皮乳頭腫及び扁平上皮がんが各 1 例観察された。あるいは角膜過形成なども起こっておりまして、そういう所見が特徴的な所見として認められているところでございます。

24 ページは、マウスを用いました 18 か月間の発がん性試験の結果でございますけれども、4,000ppm 投与群の雌雄の腎臓及び膀胱におきまして、検体の尿中析出による結石形成、それに起因した上皮過形成、繊維化、炎症性細胞浸潤が高頻度に見られたといったように、一般毒性で認められたような所見あるいはそれに起因する病変が認められているところでございます。

25 ページは「13. 生殖発生毒性試験」が実施されております。

2 世代繁殖試験の成績におきましては、繁殖能に対する影響というものは認められておりません。

発生毒性試験の方にまいりますと、例えばラットを用いました発生毒性試験の成績が「表 32」にまとめられております。ここを見ますと、100mg 投与群以上で骨格変異、骨化遅延である所見が出ているところでございます。

ウサギの発生毒性試験の成績が 28 ページの「表 33」にまとめられております。ウサギにおきましても、75mg/kg 体重/日以上以上の投与群で骨化遅延に分類される所見が認められているところでございます。

先ほどの発がん性試験における所見でございますとか、発生毒性に係る所見に関連する試験が「15. その他の試験」として、幾つか実施されているところでございます。

30 ページを少し御覧いただきたいと思いますが「15. その他の試験」の「(2) チロシン代謝における HPLA 産生能の動物種差」でございます。

結論といたしましては、31 ページの中段以降の「以上の結果から」というところでまとめられております。HPLA 産生能については、マウス及びヒトのグループとラット、イヌ及びウサギのグループに分けられ、前者は HPPDase 活性阻害に対して、HPLA 産生のバイパスが効果的に機能を有するが、後者はチロシンの負荷、非負荷にかかわらず、その産生能が劣ることが示された。したがって、HPLA 産生のバイパス機能を有するヒトではチロシンが体内に蓄積しにくく、角膜混濁に代表される二次的変化が生じにくいことが示唆されたところがございます。

同じような考察が 32 ページの(4)にまとめられております。これはラットの胎児発育に対する影響についてです。ヒトへの考察でございますが、ピラスルホトールのラットの発生毒性試験において見られた胎児の低体重や骨格変異の増加は、チロシン濃度の上昇に関連することが示唆された。したがって、チロシン濃度上昇が生じにくいヒトにおいて、ラット胎児と同様の影響が生ずる可能性は低いと考えられたといった考察がなされているところでございます。

順序が逆になって恐縮ですが、29 ページには「14. 遺伝毒性試験」の成績がまとめられております。結果はすべて陰性でございますが、本農薬については、遺伝毒性はないと考えられるという結果でございます。

以上のような検討結果を基に「Ⅲ. 食品健康影響評価」が行われておりまして、33 ページ以下に記載がございます。

結論といたしましては、35 ページでございますが、農薬専門調査会は、ラットを用いた 2 年間慢性毒性/発がん性併合試験で得られた無毒性量 1.0mg/kg 体重/日を根拠として、安全係数 100 で除した 0.01mg/kg 体重/日を ADI と設定したという結論となっているもので

ございます。

以上2つの農薬につきましては、本委員会終了後、11月14日までの30日間、国民からの御意見・情報の募集に充てたいと考えております。

以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、どうぞよろしく申し上げます。

どうぞ。

◆本間委員 簡単なことです。言葉の説明でございますが、今の評価書（案）の5ページですが、これは除草剤ですね。除草剤というと草一般だと思うんですけども、ここにきちんと「広葉雑草用」と書いてあります。恥ずかしい話なんですけど、広葉というのはどういうものの範囲をいうんですか。

◆北條評価課長 先生のお尋ねは、具体的にどういう植物かということですか。

◆本間委員 雑草というと非常に対象が多いです。

細くしゅっとなったものではないということですね。

◆北條評価課長 普通の広がった葉っぱを指しています。

◆本間委員 わかりました。ありがとうございます。

◆見上委員長 外に何かございますか。どうぞ。

◆畑江委員 ついでに簡単なことですが、資料2-1の6ページの「いもち病菌の付着器のメラニン化を強く阻害」というのは、どういうことなんですか。何か難しい言葉ですね。

◆北條評価課長 多分、硬くするということだと思います。

◆畑江委員 硬くするのを阻害するんですか。

◆北條評価課長 やわらかいので、稲の表皮細胞への侵入がなかなかしにくいということです。

◆畑江委員 メラニン化を阻害するとどうなるんですか。

◆北條評価課長 硬くならないんです。

◆畑江委員 硬くならないと、侵入しやすくなるんですか。

◆北條評価課長 しにくくなるんです。

◆畑江委員 やわらかいとしにくくなるんですか。

◆北條評価課長 はい。硬いと突き破るわけです。

◆畑江委員 付着器というのは、いもち病菌に付いているんですか。

◆北條評価課長 そうです。

◆見上委員長 外に何かございますか。どうぞ。

◆小泉委員 資料2-2の10ページなんですが、「尿中及び糞中の代謝物」ということで、経口投与では糞中に25前後、静脈内では5%から6%と書かれていますが、本来、腸管循環するものについては実験がなされているようです。恐らく静脈内投与すれば、腸管循環がない限り糞に出るはずはないんです。ですから、これは恐らく5%ぐらいは腸管循環すると考えてよろしいんですか。というのは、経口投与では、尿中に60%から70%出てくるということは、投与したそのものプラス腸管循環が出ていると思います。この実験についてはやっていないんですが、そう考えてよろしいのでしょうか。

◆北條評価課長 評価書中にはその記載がないので、やっているかどうかは確認をしてみないとわかりません。確認させていただきます。

◆小泉委員 農薬専門調査会ではいつも言っていることなんですが、排泄のことだけを見ている場合が多いんです。私はヒトが経口摂取した場合に、どれだけ摂取して、それをどれだけ体内、要するに、血中に入って、どういうふうに排泄されていくかということが非常に大切なので、むしろ、排泄よりも吸収の方が大切ではないかともいつも思うんです。

したがって、今後、検討するときは、吸収と排泄という形で検討すべきではないか。推測はできるんですけども、ほとんど7から8割吸収するようなんですが、その辺をしっかりと書いていただいた方が、毒性学としては意味があるように思います。

◆北條評価課長 吸収のところも当然検討されており、試験成績の中にも入っているはずでございまして、多分、評価書の方にもう少しきちんと書き込むということだと思います。今後、書き込んでいくようにしたいと思います。

◆本間委員 先生のおっしゃっている吸収というのは、食べて、腸管から中に入る部分の割合ということですか。

◆小泉委員 そういうことです。化学物質でそのまま素通りするものは、体内影響がないわけです。したがって、腸管から吸収された割合だけが人体に影響があると考えていいと思います。微生物ではまた別ですが、化学物質については、吸収率が非常に大きな関与要因になると思います。

もう1点は、腸管循環すると、どれだけが生体影響しているのかがちょっとわかりにくくなるので、とにかくどれだけ吸収されて、排泄の速度がどれぐらいなのかということが大事ではないかと思います。

◆本間委員 そうすると、例えば一般的に食べた総量というものは、餌の消費量でわかりますね。そして、糞の中に出てきた量がわかりますね。そうすると、その残りは入ったものと考えてよろしいわけですね。

◆小泉委員 そうです。

◆本間委員 それが、なおかつ、また尿の中で排泄されてきた場合には、出てきた量の残りが体の中にあるという考えでよろしいわけですね。

◆小泉委員 そうです。

ただ、1つ問題があるのは、肝臓に吸収されて、それが今度は胆嚢から胆汁として消化管へ出るものがあるんです。そうすると、糞に出てくるのは一旦吸収されたものも混じっていることになります。だから、未変化のまま糞中にあるものプラス腸管循環して出てきたものがあります。また腸管循環しないものが結構ありますから、そういうものは単純に吸収率×摂取量だけで計算できると思います。

◆本間委員 そうすると、2つのフェーズがあるわけですね。

◆小泉委員 そうです。

◆本間委員 わかりました。

◆見上委員長 どうぞ。

◆長尾委員 実際にヒトが口にする場合はいろいろあると思うんですけども、これは動物試験で正確に見ないといろんな数値が出ない。ですから、一般的な毒性試験というのは割に単独で投与するとか、吸収されやすい状態で投与するとか、そういう試験を集めたものになります。

◆小泉委員 この実験はそのものを与えているのではないんですか。

◆長尾委員 勿論そうなんですけれども、実験用の投与方法だと私は思っています。つまり、生体影響を見るための投与方法です。私がずれているかもしれないです。ごめんなさい。

◆小泉委員 よく理解できていないかもしれませんが、単回投与の場合はそういうことは

あり得ますけれども、連続で2年間投与している場合などでは、ヒトの摂取状況とほとんど変わらないのではないかと私は思っています。

◆長尾委員 要するに、餌と一緒に食べるということですね。

◆小泉委員 そうです。

◆見上委員長 よろしいですか。

実験動物も含めまして、経口投与した場合に、そのものが即糞便に行くのか一旦吸収されてから尿に行くルート、それから、腸肝循環というか腸管で一旦は吸収されて循環して、また戻るといふ、いろいろなルートがある。

小泉先生が指摘なさった点は、排泄等も重要な点だけれども、実際その薬の効き目等は吸収ではないか。そういうことです。そういう簡単なことは、それぞれの評価書、元のものには書いてあると思うので、わかる範囲内で加えるように、今後よろしくお願いします。

外に何かございませんか。

それでは、本2件につきましては、意見・情報の募集手続に入ることといたします。

(3) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について

◆見上委員長 それでは、次の議事に移らせていただきます。

「(3) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について」でございます。

農薬2品目に係る食品健康影響評価につきましては、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。それでは、事務局から説明願います。

◆北條評価課長 それでは、資料3-1と3-2に基づいて御説明いたします。

資料3-1、「フルアクリピリム」でございます。

3ページの「審議の経緯」に記載がございますが、本農薬につきましては2001年12月に初回農薬登録をされておりまして、2005年11月、ポジティブリスト制度の導入に伴いまして、暫定の残留基準値が設定されているものでございます。

今回の評価要請でございますが、2007年3月、厚生労働大臣より残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請があったものでございます。

農薬専門調査会におきまして、2回御審議いただきまして、その評価書(案)につつま

して、9月4日から10月3日まで国民からの御意見・情報の募集を行ったものでございます。

結果でございますが、最後のページに記載がございますように、期間中に御意見・情報はございませんでした。

続きまして、資料3-2の「ペンシクロン」でございます。

3ページの「審議の経緯」を御覧いただきたいと思っております。ペンシクロンは殺菌剤でございますけれども、1985年9月に初回農薬登録をされております。

今回の評価の要請でございますが、まず、2003年7月に厚生労働大臣より清涼飲料水の規格基準改正に係る食品健康影響評価について要請がございました。

2007年9月には、魚介類に対する基準設定の依頼を受けまして、厚生労働大臣より残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請がございました。

本年4月でございますが、インポートトレランス申請がチョウセンニンジンについてございました。

3つの評価の要請を受けて行われているものでございます。

このものにつきましても、農薬専門調査会でおまとめいただいた評価書（案）につきまして、9月4日から10月3日まで国民からの御意見・情報の募集を行ったものでございます。

結果でございますが、最後のページに記載がございますように、1通、御意見が寄せられております。

御意見といたしましては、ペンシクロンのADIを0.053mg/kg体重/日と設定すべきでない。

「理由」のところにも記載がございますように、ラットの24か月慢性毒性試験の無毒性量1.79mg/kgを用いて算出すべきという御意見でございます。

この点につきましては「専門調査会の回答」に記載がございますが、農薬学会誌に記載されている残留農薬研究所の見解では、雄の500ppmをLOAELと判断して、無毒性量はそれよりも低い50ppmと判断している。

この点につきまして、農薬専門調査会におきましては、500ppm以上投与群の雄で「肝絶対及び比重量増加」の所見というものについては、1つには持続的な所見ではなかったこと。2つ目に、絶対重量、比重量ともに10%程度と軽度な増加であったこと。3つ目としまして、病理組織学的所見及び生化学的指標に毒性影響が見られていないことから、毒性影響ではないと判断しているということで、500ppmの方をNOAELと評価しているという回

答とさせていただきます。

なお、ADIの0.053mg/kg体重/日の設定根拠といたしましては500ppm、すなわち18.4mg/kg体重/日より低い、ラットの2世代繁殖試験のNOAELを用いて算出しているところでございます。

以上2品目につきましては、専門調査会の結果を用いまして、関係機関の方に通知をしたいと考えているところでございます。

以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、よろしく願いいたします。よろしいですか。

それでは、本2件につきましては、農薬専門調査会におけるものと同じ結論となりますが、「フルアクリピリムの一日摂取許容量を0.059mg/kg体重/日、ペンシクロンの一日摂取許容量を0.053mg/kg体重/日と設定する。」ということによろしいですか。

(「はい」と声あり)

(4) その他

◆見上委員長 それでは、次に「(4) その他」として、事務局から報告事項があると聞いておりますので、よろしく願いします。

◆酒井情報・緊急時対応課長 お手元の資料4に基づきまして「中国産冷凍いんげんからの農薬の検出について」御報告を申し上げます。

15日、昨日未明のことになりますけれども、本事案について関係府省で対応を協議するため、消費者安全情報総括官会議の課長級の幹事会を電話会合で行いました。その結果、資料4のとおり、本事案への対応状況について取りまとめを行っておりますので、御報告いたします。

「○厚生労働省」でございますが、10月12日、八王子において中国産冷凍いんげんによる健康被害があったということで、東京都の方で検査を行ってございましたところ、15日にジクロロボス6,900ppmという高い濃度で検出されたということでございます。

それを踏まえまして、拡大防止策が中心でございますが、①から④の対応を行っているということでございます。

①は、国民に対しまして、当該食品を摂食しないよう注意喚起を行うこと。

②は、関係地方自治体を通じまして、輸入者及び販売者に対して、販売を申し合わせるよう指示をするということ。

③は、地方自治体におきましては、直ちに報告するよう要請するということ。

④は、検疫所に対しまして、当該製品の製造者からのすべての食品の輸入手続を保留するという対応をとっておるということでございます。

「○ 農林水産省」でございますが、地方農政局、地方農政事務所等に対しまして、情報を周知するとともに、関係業界に関しましても、情報を周知したということでございます。

「○ 外務省」でございますが、在京中国大使館を通じまして、本事案の事実関係を伝達するとともに、中国側から関連情報の迅速な提供を要請したということでございます。

裏になります。

「○ 文部科学省」でございますけれども、各都道府県の教育委員会等に対しまして、情報提供を行っております。

「○ 警察庁」ですが、資料の鑑定、関係者からの事情聴取、流通経路の確認などを現在行っているところでございます。

「○ 内閣府」でございますが、食品安全委員会におきましては、夜中の1時45分にホームページにジクロロボスの毒性等に関する情報の提供を始めております。今後、事案の進捗に応じまして、適宜、更新をしてまいりたいと考えております。

また、国民生活センターの方も、引き続き、情報収集を行うことを確認しているということでございます。

報告は以上です。

◆見上委員長 どうもありがとうございます。

それでは、ただ今の報告につきまして、何か御質問等がございましたら、よろしく願います。どうぞ。

◆本間委員 特殊なことではないんですけれども、こういうふうになんか出てくるか、何が入っているかわからない局面を迎えているような気もいたすんですけれども、こういうときに例えばその物がここで評価済みであれば対応ははっきりできます。だけれども、そうでないような場合の対応というのは、外国の例などを引き合いに出して、とりあえずいろいろな判断をするという手順になるんですか。

◆見上委員長 そのことに関して、何かございますか。

◆酒井情報・緊急時対応課長 まずいろいろな物質についてということですが、危害があるかと想定される物質については、世界的にチェックがかかっておりますので、今、先生が御指摘のとおり、海外の情報も日々収集しておりますから、それらをハザード情報シートという形で、ハザードごとに整理しているところです。ただ、それに該当がない場合は、おっしゃるとおり、急遽集めて整理をせざるを得ないと思います。ハザード情報シートの範囲で対応できるものは、それをベースに最新の知見を組み合わせ、より分かりやすい形で提供していく。そういう対応になるのではないかと思います。

◆見上委員長 よろしいですか。

外に何かよろしいですか。要するに、ジクロロボスみたいに農薬としてのものと、メラミンみたいに本来全く想像もつかない工業製品がタンパクの量を増やすという犯罪ですね。そういうのを全部食品安全委員会がリストを作っておくというのは不可能なことです。ですけれども、今回のものは農薬として登録されているものですから、そういう対応はできたと思います。

何が起きるかわからない。先生がおっしゃったとおりで、できる範囲内で食品安全委員会も情報を集めるということは普段やっていることですけれども、事務局の方々も御苦労が多いと思いますけれども、頑張ってください。とにかく相手が相手ですから、今年はギョウザで始まってこれで終わればいいんですけども、クリスマスシーズンになったら、また変なものが出てくるのではないかと心配しています。

何か外にございますか。

◆本間委員 そのときに、今、おっしゃったように情報収集をして、あるデータを持っているわけですね。そうすると、我々が評価していないものであったとしても、食品安全委員会のファクトシートに類するところへ位置づけて説明を出していくということは、ここで了解されていることということですか。

◆見上委員長 ハザードシートですね。

◆本間委員 ハザードシートです。済みません。

◆酒井情報・緊急時対応課長 それについては、手持ちの情報と外に出して誤解のないような形にする。この間にはワンステップありますので、先生方の御意向を確認しながら、その都度整理するというのが基本的な対応になるのではないかと思います。

◆本間委員 わかりました。

◆酒井情報・緊急時対応課長 メラミンについては、御指摘のとおり、海外の様子を聞いてみましても、それぞれの国で対応に御苦労されているようで、想定外という感じの対応になっているようでございます。

昨年、ペットの方で話題になった物質ですから、ある程度知見を集めたところもあったようですが、ヒトの食品に入るとはどの国も想定していなかったという感じを受けております。

◆見上委員長 今回は乳製品というか粉ミルクがメインだったようですが、これから、多分いろんな分野で入っていた事実が出てきたら、それはそれなりにまた対応しなければいけない。大変だと思っておりますけれども、よろしく申し上げます。

外に何かございますか。どうぞ。

◆小泉委員 この中で情報収集ルートをお聞きしたいんですが、恐らく病院にやってきた患者さんを見て医師が報告したと思います。法律は食品衛生法だと思います。そういう義務が課せられています。そうすると、こういったものを今度国民生活センターで一元化することになると、今まで医師は保健所に届け出るという形になっていますが、今後その辺の連携というか第一報というのは、やはり保健所ルートの方が早いのではないかと思います。いかがですか。

◆酒井情報・緊急時対応課長 消費者庁ができて、基本的にはお医者さんから保健所の報告ルートは変わらないと思います。消費者庁の方で、そういった情報を一元化して、関係府省に流すという位置づけになると理解しております。

御指摘のとおり、本事案についても、地元のお医者さんがおかしいということで保健所

に連絡をとったことにより、事実が明らかになったというような経緯になっております。

◆**小泉委員** 食品安全委員会は厚生労働省から情報を得るのか、もし今後内閣府の消費者庁から情報を得ることになると、かなり時間がかかるのではないかと思います。

◆**酒井情報・緊急時対応課長** 関係府省はほぼ同時に情報共有をしておりますので、全体を取りまとめた形ではありませんが、第一報という形では連絡がくるようになっております。

◆**見上委員長** 外に何かございますか。よろしいですか。

それでは、中国産冷凍いんげんからの農薬検出事案につきましては、引き続き、政府一体となり対応をとって、状況を本委員会に適宜報告してください。

外に何か議事ございますか。

◆**大久保総務課長** 特にございません。

◆**見上委員長** どうもありがとうございました。

これで本日の委員会のすべての議事は終了いたしました。以上をもちまして、食品安全委員会第258回会合を閉会いたします。

次回の委員会につきましては、10月23日（木曜日）14時から開催を予定しておりますので、お知らせいたします。

また、明日10月17日（金曜日）10時から、微生物・ウイルス専門調査会を公開で開催。

14時から、農薬専門調査会総合評価第二部会を非公開で開催。

21日（火曜日）14時から、添加物専門調査会を公開で開催。

22日（水曜日）14時から、農薬専門調査会確認評価第一部会を非公開で開催。

23日（木曜日）10時から、器具・容器包装専門調査会生殖発生毒性等に関するワーキンググループが公開で開催される予定となっております。

どうもありがとうございました。以上です。